

帰還困難区域への公益目的の一時立入りを申請される事業者の方へ (注意事項)

1. 帰還困難区域への公益目的の一時立入りとは

帰還困難区域への公益目的の一時立入りは、帰還困難区域内において用務を行う自治体に申請し、自治体から認められた上で、自らの責任において当該区域に立入りを行うものです。

(どのような用務が町に認められるのかについては、用務等のある自治体に確認してください。)

2. 公益目的の一時立入りの流れ

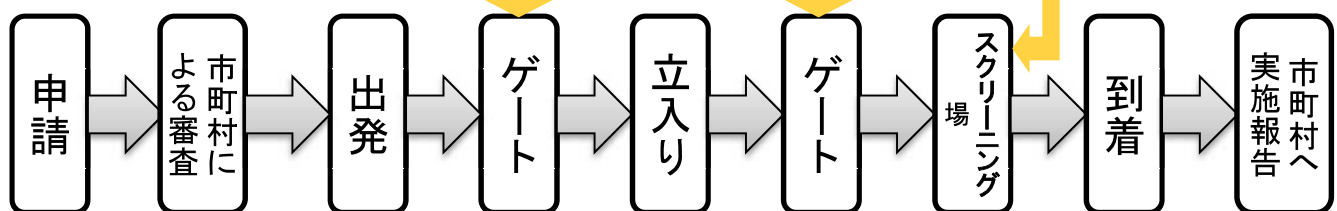
ゲートには、市町村から発行された通行証及び申請書の写しに加え、運転手を含めた乗員全員が運転免許証等の公的な証明書を必ず持参して下さい。

※申請書に登録した車両以外は立入ることはできません。
※申請書に登録したルート以外は立入ることはできません。

①立入者のスクリーニングを必ず行います。

②立入車両・搬出物品のスクリーニングはご自身で実施してください。

③また、搬出車両については、毛萱・波倉スクリーニング場・藤橋スクリーニング場で可能です。



※立入りにあたっては、各町村が発行している「立入りのしおり」等をご覧の上、各町村の注意事項（立入り時間や、ごみの扱いなど）を守って立入り下さいますよう、お願い申し上げます。

3. 持ち出しに留意いただくもの

以下のものについては、持ち出しをご遠慮いただいております。

- ・食べ物、薬、化粧品（体に直接入るものや触れるもの）
- ・生き物
- ・スクリーニングの結果、1万3千cpmを超えたもの（裏面参照）

4. 防護装備

放射線防護の観点から、以下の装備をご自身で用意し、着用の上、立入りを行ってください。

- ・防護服又は雨合羽（長袖・長ズボンの場合は不要）
- ・帽子
- ・マスク
- ・靴カバー
- ・ゴム手袋

5. 放射線管理

- ・帰還困難区域への立入りに際しては、**GMサーベイメータ及び線量計を必ず用意してください。**線量計については、立入る人数分必要です。お持ちでない場合は市町村にご相談ください。
- ・「2. 公益目的の一時立入りの流れ」のスクリーニング(汚染の計測)場では、身体及び搬出車両のみスクリーニングを行うこととなっておりますので、**立入車両及び搬出物品については、ご自身でGMサーベイメータを使用して必ずスクリーニングを実施してください。**スクリーニングの結果、**1万3千cpmを超えたものの搬出はご遠慮いただいております。**
- ・一時立入りに際しては、一回の立入りあたり被ばく線量が**1mSv以内**となるよう線量計による管理を徹底してください。
- ・事業者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(除染電離則)を遵守してください。

・GMサーベイメータ



搬出物品等の汚染を計測

・線量計



身体が受けた被ばく線量を計測

6. 同意事項

帰還困難区域への一時立入りにあたっては、以下の全ての事項を確認の上、同意の場合は申請書「⑥立入者」の「同意事項確認」欄にチェックをお願いします。

- 帰還困難区域が危険であることを十分認識し、自らの責任において立入りを実施します。
- 帰還困難区域を出る際には、自身の体及び立入車両について、確実にスクリーニングを実施し、必要があれば除染を行います。物品を持出す場合には、現場において積込み前に放射線測定を行い、汚染されていないもののみを持ち出すよう注意します。また、帰還困難区域に残されていた車両を搬出する場合には、必要があれば除染を実施した上で、汚染されていない車両のみを搬出します。
- 申請内容を遵守します。
- 立入り場所(立入り場所までの往復を含む。)においては、警察官等の指示に従います。
- 一時立入りに付随して発生するゴミ等の廃棄物は、除染が必要なものを除いて立入り者が責任を持って適正な処分をします。

7. その他

- ・一時立入り終了後、速やかに市町村へ実施報告をしてください。
- ・申請書作成の際には、目的・搬出物・数量を具体的に記載してください。
- ・帰還困難区域に立ち入る際は、**必ず申請書の写し及び通行証に加え、運転手を含めて乗員全員が運転免許証等の公的な証明書を携行してください。**開閉ゲート等通過時又は入域時に、警察等からこれらの内容を確認される場合があります。